平成２８年（フ）第６４４号
埼玉県川口市原町４番31号、破産手続開始時の住所埼玉県川口市並木３丁目18番24号
破産者　人見　貞道
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６４５号
埼玉県川口市原町４番31号、破産手続開始時の住所埼玉県川口市並木３丁目18番24号
破産者　人見　茂美
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７６９号
埼玉県川口市芝塚原１丁目１番７号　メゾンベールⅠ
破産者　荒井　辰彦
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３０２号
神奈川県小田原市荻窪571番地
破産者　山崎　　隆
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第９８号
新潟県上越市中央３丁目11番11号
破産者　小林　久春
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１９号
新潟県上越市大町５丁目１番15号
破産者　野本　一雄
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２０号
新潟県上越市大町５丁目１番15号
破産者　野本　保子
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２５号
新潟県妙高市大字下濁川1766番地
破産者　平出　正吾
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第３号
静岡市清水区船越東町725番地の10　サンハイツ船越201号、旧住所静岡市清水区横砂東町32番４号
破産者　水上　貴光
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３３３号
静岡市駿河区小黒３丁目10番23号
破産者　南　　光純
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４号
神奈川県横須賀市安浦町３丁目10番地、開始決定時の住所滋賀県東近江市五個荘五位田町552番地　カルフール　103号室
破産者　阿部　正則
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第４１０３号
大阪市住吉区庭井２丁目21番５－108号
破産者　ＳＳＡこと　河野　文彦
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４０１号
大阪市東淀川区大道南１丁目６番４号　ハイムパーソネイジ　201号
破産者　近藤　博幸
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６５号
大阪府茨木市沢良宜浜３丁目９番421号
破産者　橋本　　修
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５８１号
大阪府寝屋川市豊里町１－７　エステムコート香里園301、住民票上の住所大阪府高槻市唐崎北３丁目26番６号
破産者　星　アルムことＰＡＲＫ　ＡＲＥＵＭこと　朴　アルム
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３５６号
大阪府吹田市千里山西６丁目８番30号　南千里ビル1010号、住民票上の住所大阪府豊中市北緑丘３丁目１番11―104号
破産者　樋上　　實
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３５７号
大阪府吹田市千里山西６丁目８番30号　南千里ビル1010号、住民票上の住所大阪府豊中市北緑丘３丁目１番11―104号
破産者　樋上みどり
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６０５号
大阪府茨木市水尾２丁目８番25号
破産者　岡部　征子（旧姓谷）
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部